

酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱

一般社団法人Jミルク
2017年1月20日制定
2018年1月19日一部改正
2019年7月 4日一部改正
2020年 1月17日一部改正
2021年2月19日一部改正
2022年3月10日一部改正
2023年 2月22日一部改正
2024年 2月22日一部改正
2025年 1月30日一部改正

第1 趣旨

近年の酪農乳業をめぐる情勢は、新型コロナウイルスの影響や円安・物価高の影響を受け、食料品のほか生活必需品や光熱費などの高止まりやロシアによるウクライナ侵攻や中東地域の情勢不安など原材料の調達が大きな影響を受けているほか、円安の影響が今後も長期化する恐れがあり、国内の酪農乳業においてもこれらの影響を受ける可能性が高い。

こうした情勢変化の中、2019年10月に「わが国酪農乳業の展望ある未来に向けた戦略ビジョン」を策定し推進してきたが、近年の情勢変化等を鑑み改めてその内容を検証するとともに、持続可能な酪農乳業を目指していくために「マテリアリティ(重要課題)」を設定し、改訂版・戦略ビジョンを2024年9月に策定し、今後の取り組み方針と酪農乳業関係者にて実施していく行動計画を改めて示し、この行動計画を実行に移すため、酪農乳業の持続可能性を高める取り組みを推進していく必要がある。

将来にわたり持続可能な酪農乳業産業を構築し、産業の価値を高めていくためには、将来にわたる必要な人材の確保と社会的ニーズへの対応が求められるところである。

以上の状況と経過を踏まえ、改訂版・戦略ビジョンに示した行動計画の着実かつ戦略的な推進を図るため、一般社団法人Jミルク(以下「Jミルク」という。)は、2024年度まで乳業者の協力により造成した酪農乳業産業基盤強化基金(以下、「産業基盤強化基金」という。)を活用して実施するものとし、事業の実施に関しては、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 産業基盤強化基金の造成

産業基盤強化基金については、2024年度まで乳業者から財源拠出等により造成されたものとし、その管理等については、別に定める「酪農乳業産業基盤強化基金要領」によるものとする。

第3 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、2025年度から2030年度までの6か年とする。

第4 事業の内容

産業基盤強化基金により実施する事業は、次の通りとする。

1 酪農生産基盤強化総合対策事業

(1)酪農持続可能性向上支援事業

一般社団法人中央酪農会議(以下、「中酪」という。)、Jミルク定款第5条の(1)のイの指定生乳生産者団体(以下、「指定団体」という。)又はその会員団体、並びに酪農家による自主的なネットワーク組織等が、将来に向けたわが国酪農の持続可能性の向上等を図るために行う次の取り組みについて助成する事業。

中酪及び指定団体又はその会員団体等及び J ミルク会長が特に認めた者が、将来に向けたわが国酪農の持続可能性の向上等を図るために行う次の取り組みについて助成する事業。

ア. 担い手育成・確保のための研修等

酪農の優れた担い手を育成するため、酪農家の後継(予定)者及び新規就農(予定)者を対象にした、国内外のモデル的な酪農経営や持続可能な取り組み等を学習・研修及び担い手を確保するための取り組み。

2 酪農乳業持続可能性強化事業

Jミルクが、改訂版・戦略ビジョンに基づき、わが国酪農乳業の持続可能性を強化するために、生産者・乳業者等と連携して推進する以下の事業。

ア. 改訂版・戦略ビジョン及びマテリアリティを踏まえた、日本独自の持続可能な酪農乳業のあり方や評価方法、目標設定に関する検討会の開催並びのこれらに関連する調査・研究・コンテンツ開発。

イ. 乳本来の美味しさを追求するための風味の評価、日本独自の品質のあり方や規格に関する検討会の開催並びにこれらに関連する調査・研究・コンテンツ開発。

ウ. 酪農乳業 SDGs 推進ワーキングチームの検討を踏まえた調査・研究・コンテンツ開発。

エ. 上記に関連した提言の行動計画を実行するために行う取り組み。

3 戦略ビジョン・特別対策運営事業

ア. 戦略ビジョン推進特別委員会において、改訂版・戦略ビジョンを推進するための実効策の検討、提案、進捗状況の把握のほか、酪農乳業が共同して行う特別対策事業の検討・検証を行う事業。

イ. Jミルクが本要綱に定められた事業を推進するための運営事業。

第5 事業の実施

1 事業実施要領の作成

第4の1の事業の実施に当たっては、その事業実施の手順や産業基盤強化基金からの助成の仕組み等については、Jミルク会長が予め定める事業実施要領によるものとする。

2 事業実施計画

Jミルクは、本事業の実施に当たり、毎年度、前項の事業実施要領に基づく事業実施計画を策定し、理事会での承認を受けるものとする。

3 事業実施報告

Jミルクは、毎年度事業が終了した時点で、当該年度の事業実施及び産業基盤強化基金の状況について、翌年度に開催される総会で報告するものとする。

4 事務の委託

Jミルクは、事業の一部を会員等に委託して行うことができるものとする。

第6 事業財源の確保

本事業を実施する生産者団体にあっては、本事業の円滑な推進を図るため、既存の財源の活用も含めて必要な財源を確保するなどの措置を講ずるものとする。

第7 その他

1 事業実施主体は、事業の円滑及び効果的な推進を図るため、関係者に対して、事業の趣旨や内容等の周知徹底に努めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本対策の実施につき必要な事項については、Jミルク会長が別に定めることができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、2017年1月20日から施行する。
- 2 この要綱の改正は、2018年1月19日から施行する。
- 3 この要綱の改正は、2019年7月4日から施行する。
- 4 この要綱の改正は、2020年4月1日から施行する。
- 5 この要綱の改正は、2021年4月1日から施行する。
- 6 この要綱の改正は、2021年10月20日から施行する。
- 7 この要綱の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 8 この要綱の改正は、2023年4月1日から施行する。
- 9 この要綱の改正は、2024年4月1日から施行する。
- 10 この要綱の改正は、2025年4月1日から施行する。